

貸付制度のごあんない

「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度」「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度」「保育士就職準備金貸付制度」「介護福祉士修学資金等貸付制度（離職した介護人材の再就職準備金）」についてご案内します。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付制度

岩手県内に住所登録をしているひとり親家庭で、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方を対象とした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等
入学準備金	50万円以内	平成28年1月20日以降に高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した方
就職準備金	20万円以内	高等職業訓練促進給付金の支給を受け平成28年1月20日以降に養成機関の課程を修了し、資格を取得した方

※連帯保証人が必要です。連帯保証人を立てた場合は無利子ですが、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後の利率は年1%となります。

貸付金の返還免除について

養成機関を修了し、かつ、資格取得した日から1年以内に就職し、岩手県内において取得した資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度

次の方を対象とした貸付けです。

- ①児童養護施設等を退所した方又は里親等への委託を解除された方で、保護者からの経済的支援が見込まれない方
- ②児童養護施設等に入所中の方又は里親等に委託中の方で、就職に必要な資格の取得を希望する方

貸付内容	貸付額	要件等
生活支援費	月額5万円	上記①に該当し、平成28年1月20日以降に大学等に進学する方 若しくは在学している方（以下「進学者」といいます。）
家賃支援費	居住地域における生活保護上の住宅扶助基準額のうち、単身世帯の額以内	進学者のほか、上記①に該当し、平成28年1月20日以降に就職している方（以下「就職者」といいます。）
資格取得支援費	25万円以内	上記②に該当する方（児童養護施設等を退所又は里親等への委託解除後4年以内の方であって、大学等に在学する方を含む。）

※原則、連帯保証人が必要ですが、審査の上、連帯保証人を立てないで貸付けを決定する場合があります。

貸付金の返還免除について

次に該当する場合は、貸付金の返還が免除されます。

- ①進学者 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き業務に従事したとき
- ②就職者 就職した日から5年間引き続き業務に従事したとき
- ③資格取得希望者 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に貸付けを受けた場合は、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き業務に従事したとき

保育士就職準備金貸付制度

保育士登録後1年以上経過し、保育所等の施設に勤務経験がないか離職後1年以上経過した方を対象とした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等
就職準備金	20万円以内	①平成28年1月20日以降に岩手県内の保育所等に新たに就職する方 ②保育士として週30時間以上勤務する方

※連帯保証人が必要です。

貸付金の返還免除について

岩手県内の保育所等において児童の保護等に2年間従事したときは貸付金の返還が免除されます。

介護福祉士修学資金等貸付制度（離職した介護人材の再就職準備金）

介護職員等としての実務経験を有し、再び介護の現場で働く方を対象とした貸付けです。

貸付内容	貸付額	要件等
再就職準備金	20万円以内	①介護職員等としての実務経験を1年以上有する方で、岩手県内の事業所・施設に介護職員等として再就職することが決まった方 ②介護福祉士等、介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する方 ③直近の離職日から再就労するまでの間に、岩手県福祉人材センターへ氏名及び住所等の届出又は登録を行った方

※連帯保証人が必要です。

貸付金の返還免除について

岩手県内において、介護職員等として2年間引き続き業務に従事した場合は、貸付金の返還が免除されます。